



(7) 調査研究を提案した内容に基づき、委託期間内に完全に遂行できること。

#### 6. その他

- (1) グループによる調査研究、特に海外の研究者との連携による調査研究を奨励する。
- (2) 国際的な動向や視点から見ることによって、北九州市や国内の課題を明らかにすることができ、北九州市の男女共同参画の実現に貢献できるような研究を奨励する。
- (3) 北九州市の市民、企業を調査対象に加えるなど、研究成果が北九州市に還元できるような研究を奨励する。

#### 7. 応募方法

下記の書類を、郵送あるいは直接持参のこと。 **2021年5月14日(金)17時必着**

- (1) 応募書式 1 通 (ホームページからダウンロード可能)
- (2) ジェンダー研究に関する最近の業績 1 篇

#### 提出書類送付先

803-0814 北九州市小倉北区大手町 11 番 4 号 北九州市大手町ビル 3 階  
(公財)アジア女性交流・研究フォーラム 調査・研究ライン  
Tel (093) 583-3434, Fax (093) 583-5195  
E-mail [research@kfaw.or.jp](mailto:research@kfaw.or.jp)  
(備考) 提出書類は返却しません。

#### 7. 選考方法

応募書類に基づいて、KFAW 内で審査し、2021 年 6 月末までに結果を通知する。

## 責務、研究費、その他

#### 1. 客員研究員の責務

- (1) 客員研究員会議に出席し、報告すること。
- (2) KFAW が刊行する『アジア女性研究』に研究成果を執筆すること。
- (3) 研究報告書を所定の様式にて提出すること。
- (4) KFAW が開催する市民への報告会で研究成果を発表すること。
- (5) 所定の期限までに会計報告を行うこと。
- (6) その他、必要に応じて KFAW の事業に協力すること。例えば、
  - ・ KFAW のホームページへの記事の掲載
  - ・ KFAW の出版物 (Asian Breeze など)への寄稿
  - ・ KFAW の事業で講演
  - ・ KFAW 主催事業への参加および周知
  - ・ KFAW アジア研究者ネットワークへの参加
  - ・ 専門分野に関する相談

## 2. 調査研究委託契約

- (1) 調査研究委託契約を締結する。
- (2) 客員研究員および共同研究者が、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものと判明したときは、委託を取り消し、既支出額の返還を求める。  
なお、最終契約締結にあたって、必要な官公庁へ照会を行う。
- (3) 客員研究員が、委託契約事項の遂行が不可能になったとき、あるいは客員研究員の研究が研究計画と著しく異なり、委託契約事項を遂行するものとしてふさわしくないと KFAW が認めたときは、委託を取り消すことがある。
- (4) KFAW の研究として委託後、他の機関などの研究費で実質的に同じ研究が行われていることが判明した場合、委託を取り消し、既支出額の返還を求める。

## 3. 研究費

- (1) 研究費の支出は、1 件当たり 70 万円（予算は KFAW 理事会の議決により確定するものであり、募集時に金額を確約するものではない）を上限とする。
- (2) 研究費は、原則として第 1 年度に予定額の 4 分の 3 を限度とした額、第 2 年度に残額を支出する。第 1 年度および第 2 年度契約期間終了時に精算残額があれば、返還を求める。
- (3) 研究費の経理処理手続きは KFAW の経理手続きに従い、第 1 年度収支報告書（2021 年 7 月から 2022 年 3 月末までの実績）を 2022 年 3 月末日までに、第 2 年度収支報告書（2022 年 4 月から 12 月末までの実績）を 2023 年 1 月 10 日までに提出する。

## 4. 報告書

- ① 『アジア女性研究』掲載用報告
- ② 『KFAW 調査研究報告書』
  - (1) 『アジア女性研究』は日本語で本文 15,000 字程度とし、2022 年 8 月末に原稿を提出する。
  - (2) 『KFAW 調査研究報告書』は日本語で本文 50,000 字程度とし、2022 年 11 月末に原稿を提出する。
  - (3) 著作権は、(公財)アジア女性交流・研究フォーラムに帰属する。
  - (4) 『KFAW 調査研究報告書』は客員研究員と書店との合意がある場合、出版できるものとし、報告書の研究が KFAW の客員研究員研究によって行われたものであることを分かりやすい場所に明記する。
  - (5) 将来、当該研究の成果が他の刊行物などに含まれる場合においても、該当部分が KFAW の客員研究員研究によるものであることを明記する。

## 5. その他注意事項

- (1) 客員研究員が受託した研究を行うに当たり、被った損害に関し KFAW は責任を負わない。
- (2) KFAW は、客員研究への応募、契約後の研究に関する個人情報については、本人に了解を得ずに目的以外の利用や他機関への提供などは行わない。